

第28回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成28年10月25日(火) 9時24分～10時14分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

3 出席委員(12人出席)

- ① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 富永 勝志 ④ 石原 千代年
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 平田 修二
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

5 議事日程

- 諮問第 6号 農業経営改善計画書の認定に係る意見について
議案第47号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について
議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第49号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第51号 非農地証明願いについて
議案第52号 農用地利用集積計画について
その他(報告等)・・・なし

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
新坂 謙二 (次長兼管理係長)
上脇 重樹 (管理係)
榎木 海斗 (管理係)

濱崎 春香 (管理係)

- 農政課 野中 義昭 (農政管理係)
- 須崎 誠也 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

それでは定刻前ではございますが、全員お揃いのようなので、ただ今から第28回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、11番石坂 務委員、1番 新穂 敏憲委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第28回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告であります。10月5日には、鹿児島県農業会議の10月定例常設審議委員会に出席いたしました。

6日には、地域別農業委員会研修会へ出席いたしました。

19日には、農村環境改善センター運営協議会へ出席いたしました。
私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところをお願いいたします。

議長（田嶋 輝男）

日程第4 諮問第6号

農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

それでは農政課の説明を求めます。

農政課（野中 義昭）

おはようございます。

今回、新規1件、更新4件の農業経営改善計画の認定申請があり、第三者機関の意見聴取のため、農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

認定要件としましては、農業経営基盤強化促進法第12条第4項に基づき、①阿久根市の基本構想 ②農用地の効率的な利用 ③経営改善計画の達成見込み、並びに農林水産省経営局長通知の認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインに基づいて判断するよう通知されているところです。

なお、年齢制限等については、画一的に適用せず、市町村の独自基準により弾力的に運用するものです。

また、去る10月17日に行いました関係機関・団体による農業経営改善計画認定審査会において審査を行い、認定することは適当であるという意見に達したところです。

それでは、資料の説明をいたします。

（諮問資料にて説明）

以上で説明を終わります。

議長（田嶋 輝男）

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

2番委員（坂口 委員）

〇〇さんの件ですが、年間農業従事日数が本人も雇人も減っているのに妻だけが50日も増えているのは納得がいかないのですが。

農政課（野中 義昭）

その確認はしていないが、後で確認して回答させていただきます。

議長（田嶋 輝男）

ほかにありませんか。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

農政課の説明は、認定しようとするものであります。

諮問のとおり、認定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

日程第5 議案第47号

農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたしますが、本件の中に5番堂後善人委員の案件が含まれており、議事参与の制限に該当します。

つきましては、まず5番堂後善人委員の案件以外についてを議題といたします。

それでは、農政課に説明を求めます。

農政課 (須崎 誠也)

議案第47号 農用地利用集積計画の『農地中間管理事業分』平成28年度第4号についてご説明いたします。

今回の計画は、平成28年8月31日締め切りの第3期公募へ載せたものであります。本日の総会でご審議いただきます農用地利用配分計画(案)は、農地中間管理機構へ事前に提出し、審査の結果、配分計画(案)については、問題ないとの回答を得ております。そこで所有者から農地中間管理機構への中間管理権を移すため「農地中間管理事業に係る農用地等の貸借に関する事務処理要領第13条第4項」の規定に基づき、農業委員会における農用地利用集積計画の決定を受けようとするものです。

この議案が認められれば、公告年月日は、平成28年11月1日となります。

今回は、地域といたしましては、桐野地区と牛之浜地区及び山下の字西光・字下平地区の追加分を対象として計画し、個別といたしましては、大字脇本の5筆を計画いたしました。

それでは、順次説明いたします。

まず、堂後善人委員の分を除き説明致します。

資料の表紙裏の総括表をご覧ください。

(議案資料にて説明)

資料のなかで、地権者と再配分予定者が同一人物であれば当然使用貸借であります。年間賃借料等を表示してあるのは、機構が地域の小作料を把握するためのものであり、農地の特記事項で賃借料は、相殺と記載してありますので、これは無料ですよということになります。

詳細につきましては、議事参与の分が含まれますので、全ての審議が終わるときにご説明いたします。

以上です。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

それでは、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件の認定については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、次に5番堂後善人委員の案件について審議しますので、5番堂後善人委員は退席をお願いします。

(5 番堂後善人委員 退席)

議長 (田嶋 輝男)

それでは、「農政課」に説明を求めます。

農政課 (須崎 誠也)

次に、堂後善人委員の件について、ご説明いたします。

(議案資料にて説明)

以上であります。今回の利用集積計画の、脇本地区につきましては、全体面積 170,922㎡の打ち 145,338㎡が集積され、全体の 85%となりました。地権者が 61 名で 130 筆であります。

牛之浜地区につきましては、全体面積 158,480㎡のうち 85,979㎡が集積され、全体の 54.2%となりました。地権者が 55 名で 113 筆であります。

山下地区の追加分につきましては、全体面積 254,794㎡のうち 34,917㎡が集積され、2 期に集積された 111,804㎡と併せると 146,721㎡となり、全体の 57.5%となりました。

個別申請につきましては、3,995㎡が集積され、地権者が 1 名で 5 筆であります。

以上でございます。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

よろしいですか、それでは質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件の認定については、原案のとおり決定いたします。

それでは、5番堂後善人委員の着席を許します。

(5番堂後善人委員 着席)

議長 (田嶋 輝男)

これを含めて、阿久根市全体の集積率は、どれ位になりますか。

農政課 (須崎 誠也)

全体ですか。本年度は、59.6ヘクタールの集積予定となっております。山下、西光、下平地区と牛之浜地区、桐野地区あと鶴川内をやる予定でしたので、59.6ヘクタールとなっております。

議長 (田嶋 輝男)

今年の目標は、達成したのですか。

農政課 (須崎 誠也)

目標は、42ヘクタールを28年の4月の段階で設定しておりますので、こちらはクリアしているところでございます。150パーセント程度の目標達成率になっております。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議案第48号農地法第4条の規定による許可申請について
を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (上脇 重樹)

議案第48号について、説明いたします。

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、1件です。

10月14日、2番委員及び6番委員並びに事務局職員で申請人への聞き取り及び現地調査を行いました。

本件は、一般住宅への転用です。

地図1ページをご覧ください。

申請地の位置は、市役所大川出張所から〇〇へ約〇〇〇メートルのところ
です。

申請地は、肥薩おれんじ鉄道〇〇〇〇駅から南西へ約〇〇〇メートルの
位置にある農地であり、第3種農地に該当します。

申請人は、〇〇区に居住する〇〇〇〇さんです。

〇〇さんは、現在、申請地の隣接地に設置された一般住宅に居住されて
いますが、当該住宅が老朽化により建替えが必要になりましたが、申請地
の隣接地のみでは敷地が不足することから申請地と一体的に敷地とするた
め、本件を申請されました。

申請地は、平坦な状態であり、建物の解体後、隣接地と一体的に整地を
行い、一般住宅を新築し、庭を建設されます。

申請地から流出する水は、生活排水は合併浄化槽で処理後、生活排水
と雨水共に市道側溝に流下されます。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

2番委員 (坂口 委員)

それでは、農地法第4条第1項の規定による許可申請について報告します。

10月14日、6番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

申請地は、北側は里道、東側は宅地、南側は保安林及び宅地、西側は水路に面しておりました。

計画されている建物は、境界線から一定程度離して設置されるため、周辺農地への悪影響もないと思われます。

したがいまして、申請地は、第3種農地であることから、許可相当であると考えます。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第7 議案第49号

農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 （上脇 重樹）

議案第49号について、説明いたします。

農地転用許可後の事業計画変更承認申請は、1件です。

10月14日、2番委員及び6番委員並びに事務局職員で申請人への聞き取り及び現地調査を行いました。

本件は、平成27年10月26日付けで農地法第5条の許可を受けた一般住宅目的の使用貸借権設定の事件について、内容の変更に伴い許可申請面積を縮小する事業計画の変更です。

地図2ページをご覧ください。

申請地の位置は、市役所から北東へ約〇.〇キロメートル、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から東へ約〇〇〇メートルのところでは

申請地は、第1種低層住居専用地域となっている都市計画用途地域内にあり、第3種農地に該当します。

許可を得た計画においては、申請借受人の世帯及びその親世帯が居住する一般住宅2棟を設置するため、申請地1筆〇〇〇平方メートルのすべてを転用することとされていました。

このたびの変更する事業計画では、設置する建物を申請借受人の世帯及び申請人の親世帯が居住する2世帯住宅となる一般住宅1棟を設置することとし、これに伴い、必要な敷地が減少することから、転用する面積を〇〇〇平方メートルとするものとなっています。

なお、この変更により、〇〇〇平方メートルが農地として存続することとなります。

また、排水計画には、変更はありません。
以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。
次に調査員の報告を求めます。

2番委員 (坂口 委員)

それでは、農地転用許可後の事業計画変更承認について報告します。

10月14日、6番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

申請地は、北側及び東側は市道、南側は原野化している畑、西側は畑に面しておりました。

変更される内容は、棟数の変更が主なものです。建築面積については許可面積と比べ約2パーセントの減少にとどまりますが、棟数を1棟にしたことにより必要となる敷地は少なくなります。

これにより、転用面積を必要最小限度に減少させたものであることから、変更は、やむを得ないものと考えます。

なお、変更に伴い、許可の対象外となった部分は農地として存続することとなります。

この部分については、申請人同士は2親等以内の親族であり、申請借受人を含めて同一の農家世帯として共同して露地野菜を作付される計画であり、農地の利用上も問題ないと思われまます。

したがって、農地転用許可後の事業計画変更の承認は相当であると考えます。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

中途半端な分筆のようですが。

事務局 (上脇 重樹)

南側の〇〇〇番地〇の畑の所有者との関係ですが、転用許可の変更をするにあたって、分筆登記の必要があって、分筆登記をするにあたって、境界の確認を求めたところ、拒否をされた。それで所轄の法務局の登記官に相談されましたところ、接する境界の付近は、そのまま残地して、そのまま印鑑は貫わずに、分筆登記の手段としては、こういう方法を取りなさいと、指導に基づいて、このような形状になっている。境の問題が解決していませんので、そこの部分を残地として分筆をされました。

議長 (田嶋 輝男)

分かりました。

議長 (田嶋 輝男)

他に、質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、事業計画の変更承認の許可は相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については事業計画の変更承認及の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第8 議案第50号農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (上脇 重樹)

議案第50号について、説明いたします。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、2件です。

10月14日、2番委員及び6番委員並びに事務局職員で申請人への聞き取り及び現地調査を行いました。

ただし、整理番号2については、あらかじめ事務局で確認した結果、特段の問題がないと判断しましたので、平成22年5月25日第23回総会決議に基づき農業委員による聞き取り及び現地調査を省略いたしました。

それでは整理番号1から御説明いたします。

本件は、〇〇への転用を目的とする売買による所有権移転です。

地図3ページをご覧ください。

申請地の位置は、市役所から〇へ約〇キロメートル、〇〇〇〇〇から北東へ約〇〇〇メートルのところです。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満のその他の農地であり、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、〇〇区に居住されている〇〇〇〇さんです。

〇〇さんは、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇とするため、本件を申請されました。

申請地は、現在、遊休農地となっていることから、除草した後、〇〇〇を〇〇されます。

続きまして、整理番号2について、御説明いたします。

本件は、駐車場への転用を目的とする売買による所有権移転です。

また、申請人は、転用目的用地として、周辺の農地以外の土地及び第3種農地の取得を検討されましたが、取得に至らず、申請地以外には適地がないとのことであり、代替地はなく、本件はやむを得ないものであります。

したがって、本件は、許可相当であると考えます。

続いて、整理番号2につきまして、

本件は、事務局による事前調査により現地調査を省略しましたので、現地調査当日、事務局の事前調査の報告を参考に申請書類等の書面により調査を行いました。

計画されている駐車場は、排水施設が設置されるなど周辺への悪影響もないと思われまます。

したがって、申請地は、第3種農地であり、○土地区画整地事業区域内であることから、許可相当であると考えます。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第9 議案第51号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

日程第10 議案第52号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、平成28年農用地利用集積計画書第10号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成28年11月1日となります。

(議案資料にて説明)

以上、農地銀行活動調査票及び農家台帳に基づいたところ議案に記載の

とおりでございます。なお、議案第52号平成28年農用地利用集積計画書第10号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)
事務局の説明が終わりました。
これより、質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
以上で提案された議案は全て終了いたしました。
それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

事務局からは、ありませんか。

事務局（新坂 謙二）

ございません。

議長（田嶋 輝男）

他にございませんか。

議長（田嶋 輝男）

それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。